

はなれり、單音的音樂は決して非なるに非ずと雖も、音樂の眞味は和聲の音樂に比して其價少し

以上の事業に因て考究せば、我國に於ても文物已に發達し居るの有様なれば、之に伴ひ進歩せざる可からざるに、獨り俗樂の跋扈しあるは正樂の普及せざるによる、人智が古來俗樂に甘んじ正樂を放棄するに原因せずんばならず、斯道の當局者は之を憂ひ孜々普及に熱中せらるゝ事ならんも日猶淺く未だ其微果少しと雖も學校唱歌の結果としてお竹どんの代りに「忠臣の曲」を唱が如きは明白なる事實なり此上良歌曲を作り卑猥の鄭樂に代ふるに足るへき端正なる音樂の出づるあらば不音樂の眞象自ら發揮し敗德の風是に於てか消滅せん之を要するに音樂は徳育上及風教上強大なる勢力あるのみならず國家組織の心柱なれば、宜しく國家事業として、國民が待すべきもの而して音樂の正邪を區別して、其眞正を穿つは國民の本分なり、之を斷するは今日に在り

四 竈 訥 治

(『音樂雜誌』第三十三号、明治二十六年六月)

三 『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』

次に、音樂學校存廢論争の關連資料として、本学附属図書館に永久保存されている『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』を全文紹介しておく。これは一冊に綴られた六十六丁からなる書類で、東京音樂學校が官立學校として存在する妥当性および必要性を説明するためのさまざま内容の資料を順不同にまとめたものである。表紙には小さく「草稿モノ」と記されている。音樂學校廢止説を論破すべく、国内外の音樂行政に關

する種々の調査資料をもつて音樂學校の存続を訴えている。調査資料のなかには同じ内容のものが、二度、三度と手を経て整然と書き直されているものもある。しかし、今日内容的に興味の持たれる肝心の論述のほうは、かなり解説困難な箇所が多く含まれている。内容から察するに、これらは、音樂學校の存続を主張するために文部省に提出された書類の控えか、あるいは帝國議會もしくはそれに準ずるような公の場で演説するための草稿か、あるいはまた演説の記録であろうと思われる。しかし今回、これらの書類が實際どのような場でのように生かされたのかについて確証を得ることはできなかった。

しかしいづれにせよ、音樂學校存廢論争にさいして、伊澤校長を中心としてごく短期間で綿密な調査が行われ、音樂學校の存続を主張するに充分な資料が學校側で用意されていたことは事実であろう。そしてその難解な筆跡は、この古ぼけたひと綴りの書類がいかに緊急に作成されたものであるかを物語っているようである。しかしそこには、今日、しかるべき努力を払っても解説するに価するだけの内容が盛り込まれている。『帝國議會關涉綴』は、校長を始めとする当時の音樂學校關係者の想像を絶するような尽力の、わずかな、しかし強力な証言であるといえよう。

今回この資料を解説し活字にすることができたのは、音樂学部樂理科助手の田邊史郎氏の惜しみない協力の賜である。ここに編集部として感謝の意を表する次第である。

さて、書類は内容上、ほぼ九つに分類することが可能であるが、ここでは内容を筋立てて整理するという目的から、それらを元の綴り方とは変えて、とりあえず次のような順に並べておく。

一、東京音樂學校の二十四年度経費予算に関する説明。同校の沿革、これまででの成果、将来の計画が説明され、わが国に良い音樂を育てることが同校の使命であると強調する。

一、音樂教育の國家に欠くべからざる所以の概要。
國の文化を高め、國民の品位を高めることは政府の責任において行

われるべきである。人間生活に楽しみは必要不可欠であるから、良い音楽を発達させなければ不良な音楽を増長させることになる。東京音楽学校は創立以来まだ日は浅いが音楽教員を養成し、俗曲を改良するなど音楽文化の向上に貢献してきており、国家事業にとって必要不可欠な機関であると説く。

そしてこれらを裏付ける資料として
一、東京音楽学校生徒調。

現在生徒数ならびに卒業生徒数、そして卒業生の活動状況が報告されている。

またヨーロッパ各国で音楽教育が国費によって維持されている実態を具体的に数字で示している。

一、国家の保護を受ける欧州音楽院等の主なるもの。
一、欧州諸国音楽学校経費。

一、各国音楽学校に対する国庫の支出金。
次に中国について

一、支那における音楽保護の歴史。
そして日本について

一、本邦楽政概梗およびその関連資料。

わが国で、推古帝の昔から音楽がどのように考えられ、保護・助成されてきたか、またそのためにどのような機関が設けられてきたかを詳説。

そして最後に

一、日本東京における東京音楽学校。

この一文は「澳國音楽博士テルシヤツク氏が日本音楽校參觀記と題してメール新聞に左の一論を掲載せられたり」という説明が付され、「澳國音楽大博士テルシヤツク氏述」として、すでに『音楽雑誌』第一号（明治二十三年九月）に発表されていた。

わが国では手工芸を始め、種々の芸術が開花しているが、その中で音楽は最も遅れをとっていると指摘する。東京音楽学校の歴史はまだ

浅いが、その業績には見るべきものがあり、また将来日本の音楽教員を養成するうえで東京音楽学校の責任は重大であると説く。

東京音楽学校を理解させ、存続させるために、当時、これだけの努力が払われたのである。言い換えれば、東京音楽学校の存続を要求するために、これだけの資料をそろえ、論陣を張らなければならなかったのである。

本校廿四年度経費豫算説明ニ際シ茲ニ聊カ本校設立ノ起因、将来ノ計畫、及従来沿革ノ大要ヲ略陳スベシ

抑モ音楽ハ人性ノ自然ニ基キ其情ヲ感動セシムルノ甚タシク所謂徳性ヲ涵養スルノ最大要具ニシテ喜悅ノ樂曲ハ人心ヲ喜ハシメ悲哀ノ樂曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク音楽ハ頗ル心情ニ密接ノ關係ヲ有セリ故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心自ラ正シク和樂ノ音ヲ聞クトキハ心自ラ和ラキ心和ラキ正シキトキハ邪惡ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪惡ノ念ナキトキハ善ニ嚮ヒ惡ヲ避クルハ人ノ常ナリ古語ニ曰ク禮ハ外ヲ修メ樂ハ内ヲ治ムト又曰ク禮樂ハ以テ須臾モ身ヲ去ル可ラズトハ此謂ナリ是ヲ以テ支那ノ如キハ古來禮樂刑政ト稱シ天下國家ヲ治ムル政道ノ一ニ置ケリ彼ノ夙ニ窮理ノ学ニ長スル西洋諸國ニ於テハ音楽唱歌ヲ以テ徳性ヲ涵養シ加フルニ唱歌ハ声音ヲ使用シテ肺腑ヲ練操スルヨリ身体ノ健全ヲ保進スルヲ以テ普通教育ノ一部ニ置キ全国子弟兒女ノ修メサルベカラサルモノト為セリ（唯ニ然ルノミナラズ刑罰ハ之ヲ既發ノ後ニ防キ禮樂ハ之ヲ未發ノ前ニ防クヲ以テ刑罰ヲ以テ天下國家ヲ治ムルハ禮樂ヲ以テ之ヲ治ムルノ善キニ若カサルモノト為シタリ）然リト雖モ翻テ我邦ノ情況ヲ按スルニ雅樂ハ三韓隋唐已來ノモノニシテ依然朝廷ノ上ニ崇用セラル、モ其意蓋

シ古物ヲ保存スルニ外ナラズシテ普ネク之ヲ民間ニ及ホスベカラズ
(即チ未タ音樂ノ音樂タル靈用ヲ肆ニスルヲ得ザルモノナリ)退テ
民間ノ樂ヲ察スルニマタ絶テ正雅ノ音アルナシ其稍音樂ニ類スルモ
ノハ琴三絃ノ如キモノニスギズシテ隱遁避世ノ翫具ニアラザレハ淫
奔猥褻ノ極ニアラザルハナシ而シテ我下邦民ノ情況ヲ察スルニ貧ナ
ルモ之ヲ習ヒ幼ナルモマタ之ヲ習フヨリ国民殆ト此ニ由テ乳養セラ
レ漸ク長スルニ及テハ飲酒ヲ佐クルノ要具ト為スニアラザレバ淫猥
穢倫ノ媒介ト為スニスギズ言ヲ換レバ人民ノ淫風ハ俗曲ノ淫靡ナル
ニ基由セザルナシ俗曲ノ淫靡ナルハ其下流ニ沈シタル所以ニシテ即
チ我邦古来未タ嘗テ音樂教育ノ道立サルノ失ニ坐セリ本省即チ茲ニ
觀ルトコロアリ明治ノ初年学制ヲ頒布スルニ当テ始テ之ヲ教育ノ一
部ニ置キ導キテ明治十二年音樂取調掛ヲ創置ス東京音樂学校ハ実ニ
此ニ濫觴セリ蓋シ本校ノ事業ノ主眼タル音樂ニ種々アリ其良否ヲ審
察セザレバ利害得失ヲ異ニスルモノアリ故ニ社會一般音樂上ノ趣味
ヲ進メ淫猥ヲ去テ正雅ニ向ハシムルハ即チ風ヲ移シ俗ヲ易フルノ第
一步ニシテ茲ニ比カ方向ヲ立ルハ風教ノ最モ急務トスルトコロナリ
マタ是ヲ教育上ニ施用スルハ実ニ我邦新設ノ学科ニシテ其材料ヲ精
選セザルベカラザルモノアリ即チ幼稚園ヨリ小中学以上ニ至ルマテ
各其度ニ適スル好良ノ歌曲ヲ選択シ教科用書ヲ編撰シ樂器ノ適否ヲ
研究セザルベカラズ音樂ハ他ノ学科ト異ナリ特別ノ教習ヲ要スルモ
ノアリ即チ此カ養成ノ方法ヲ設ケテ其人ヲ出シ音樂唱歌普及ノ途ニ
充テザルベカラズ以上諸件ハ本校力從來既ニ着手スル所ニシテ将来
益大成セサルベカラザル事業ノ大綱ナリ本校ハ所謂明治十二年音樂
取調掛ヲ文部省中ニ置カルニ濫觴セリ当時本郷文部省用地中第十六

番旧教師館ヲ以テ音樂取調掛官署トス当初ヨリ明治十七年ニ至ルマ
テ内外音律ノ異同ヲ研究シ、音樂ト教育トノ關係ヲ講究シ、音樂唱
歌教則ヲ編成シ、音樂唱歌伝習ヲ開キ、唱歌集及唱歌掛圖等ヲ編成
出版シ、音樂唱歌ヲ印行シ、樂器ヲ試整改造及模造シ、学校用樂器
ノ適否ヲ研究シ、俗曲ヲ改良シ、明治頌ヲ選定スル等ニ拮据黽勉シ
タル巨細ノ事情ハ同年二月音樂取調掛長伊澤修二ヨリ大木文部卿ニ
差出シタル音樂取調成績申報書ニ明カナリ明治十八年二月文部省本
掛ヲ本省ノ所屬ト為シ音樂取調所ト改称ス同年七月文部省上野公園
地東四軒寺跡文部省用地舊教師館建物ヲ本所ニ交付ス同年十二月文
部省本所ヲ更ニ音樂取調掛ト改メ文部大臣官房付屬トス蓋シ太政ノ
釐革ニ由レリ明治廿年十月音樂取調掛ヲ東京音樂学校ト改称セラル
明治廿二年一月東京音樂學校規則ヲ制定ス現行規則即チ是ナリ明治
二十三年五月文部省上野公園四軒寺跡ニ新校舍ヲ建築シ之ヲ本校ニ
交付ス現今ノ校舍即チ是ナリ本校規則ニ豫科本科ヲ置キ本科ヲ分テ
師範部専修部トス尚此地ニ選科及研究科ヲ置ク豫科ハ音樂普通ノ学
科ヲ授ケ其期限ヲ壹ケ年トス師範部ハ音樂教員ト為ルニ必要ノ学科
ヲ授ケ其期限ヲ二ケ年ト為シ専修部ハ音樂上特□ノ才能ヲ有スル者
ニ一科ノ専門音樂ヲ授ケ其期限ヲ三ケ年トス方今在学スル所ノ生徒
ハ専修部廿九人師範部二十人豫科十六人選科二十二人ナリ本校事業
ハ新設ノ学科ニシテ設置以來頗ル多難ナルモ常ニ經費ノ為ニ制限セ
ラレ未タ十分ノ力ヲ伸シ所期ノ目的ヲ達スル能ハズトイヘトモ經費
ノ少額ナルト事業ノ難大ナルトヲ比較スレバ幸ニ今日アルヲ致セシ
者ニシテ目下全國数万ノ小学中唱歌ノ声ヲ聞カザルトコロ殆ト是ナ
クマタ唱歌ヲ歛修スル生徒ノ日ニ増加スルハ年ニ数万部ノ唱歌集ヲ

刷出スルヲ以テモ之ヲ證スルニ足レリ是ニ因テ是ヲ觀レバ国民一般音樂上ニ關スル思想モマタ随テ稍度ヲ進メ有害ノ絃歌ヲ授ケテ其子弟ヲ腐敗セシムルヨリ寧ロ正雅ノ音樂ヲ修メシムルノ善キニ如カサルヲ發見シタルハマタ即チ明了ナリ是皆本校與リテ力アル所ト云フベシ是故ニ本校豫算ヲ議スルニ方テ為政者宜シク音樂教育ハ國家ノ風教化育ニ至大ノ關係ヲ有スル所以ヲ詳ニシテ本按ヲ賛成セラレ益本校經費ノ前途ヲ得セシメハ独リ本校ノ幸福トスルノミナラスマタ國家ノ幸福ナルベシ

音樂教育ノ國家ニ缺クヘカサル所以ノ大要

抑モ國立音樂學校ヲ置ク必要如何ノ問題ニ答ヘンニハ音樂教育ノ國家ニ缺クベカラザル所以ヲ述ヘ先ツ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府カ與リ知ルベキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ヲ論究シ次ニ一國ノ音樂ハ一國ノ風俗トハ密接ノ關係ヲ有セザルヤ如何ニ及ブヘシ蓋シ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府カ與リ知ルヘキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ニ就テハ其理由甚タ明白ニシテ一國ノ政府ハ其人民ノ風俗ヲ保持スヘキ責任ヲ負フ事殆ト辯ヲ埃タスシテ凡一國ノ野蠻未開トイフモ文明開化トイフモ要スルニ其國民ノ風俗良否ニ基因スルトコロノ名稱ニススキズシテ即チ風俗ノ良否ハ文明ノ分ル、境界ナリトイフモ不可ナキニ似タリ故ニ一國ノ文化ヲ進メテ人民ノ品位ヲ高クシ以テ國威國權ヲ擴張スルヘキハ政府ノ責任ノ重要ナルモノナリ是ヲ以テ苟モ獨立不羈ノ國ニシテ其人民ノ風俗ヲ矯正保持スルノ法律アラザルハナシ即チ我カ刑法第二百五十九條ニハ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

トアリスタイン氏モ行政學ニ風俗警察ヲ以テ一般教育ノ範圍ニ屬セシメタリ彼ノ徳川氏治世ノ如キ□ニ在テモ□世ニ至ルマテ其改正シキヲ以テ最モ此風俗ノ矯正ニ銳意□シテ或ハ風俗ヲ察スル爲ニ歌舞伎ヲ□シ或ハ此類ノ歌謡唄曲ヲ禁スル等枚舉ニ違アラズ是レ即チ一國人民ノ風俗ハ其政府カ管理スベキ責ヲ負フノ明證ナリ故ニ現今國家ノ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ニ就テハ既ニ夫々之ヲ禁止セラル、トイヘトモ彼ノ俗樂淫聲ノ民風ヲ敗壞スル甚タシキ者ニ至リテハ却テ未タ之ヲ禁止スルノ制アルヲ聽カズ是レマタ甚シキ國家ノ缺典ト云フベシ凡ソ今世俗間ニ流行スル淫樂ノ詞章ハ狂色道行姦通缺落情死ノ淫奔猥褻ヲ宣ヘ其曲調聲節モ淫靡ヲ極メ加フルニ手振身振ヲ以テ其情勢ヲ逞ウセザルナシ是即チ活動春畫トイフモ定ソレ不可ナランヤ然リ而シテ我國從來ノ習俗ヲ察スルニ子弟兒女ノ家富有ナル者ハ因ヨリ言フニ及ハズソノ家貧ニシテ學校教育ヲ受ル能ハザル者モマタ此淫樂ヲ學習セサルハナシ然レバ則チ淫樂ノ普及セルハ普通教育ヨリモ更ニ廣大ナリト云フモ可ナリ是故ニ戸ミトシテ淫聲ヲ聞カザルナク演劇演技ノ物トシテ之ヲ見聞セサルハナシ今日淫樂ノ社會ニ及ボス害毒ノ甚大ナル豈ニ勝テ道フベケンヤ方今世上ニ廢娼論ノ如キヲ唱フル者アリ其主意ハ即チ此ニ由テ人民ノ風俗ヲ改良セント欲スルニ外ナラズ是レ誠ニ國家ノ爲ニ慶賀スヘキ美學ニシテ其說ハ即チ因ヨリ賛成スルトコロナリ然レトモ其廢娼ノ方法ニ至テハ未タ驟ニ同意ヲ表スル能ハザルモノアリ何トナレバ世ノ廢娼ヲ唱フルノ說約ネ皆娼妓ヲ解放シ妓樓ヲ撤却スルヲ以テ廢娼ノ實舉ナリトスルニスギサレバナリ惟フニ國家ニ公娼ノ設置アルハ猶人身ニ病アルカ如シ凡ソ人身ノ物ヲ生スル必スヤ其由ルトコロナカルベ

カラズ國ニ公娼アルモマタ其由ルトコロアリ故ニ娼源ヲ絶タスシテ
廢娼ノ實ヲ擧ントスルハ即チ病源ヲ絶タズシテ病ヲ治セントスルニ
異ナルナシ然ラバ何ヲ以テ娼源トイフ所謂淫樂ハ其主タルモノナリ
即チ將來娼妓ト爲ル者ハ初ヨリ淫聲ノ教訓ヲ受ケ日夜淫猥ノ理論ヲ
實地ニ演習スルヲ以テ專業トスル者ニシテ今日世間ニ流布スルトコ
ロノ淫樂書類ハ猥褻ヲ教育シ娼妓ヲ養成スルノ教科用書ニアラザル
モノ殆ト之ナシ故ニ今ノ娼妓ヲ廢絶セントセバ宜シク先ツ娼妓ノ本
源即チ淫樂ヲ拍滅セザルベカラズ然リトイヘトモ若シソレ淫樂ノ患
ヲ外ニシテ廢娼ノ急ヲ説クアラバナホ泄痢ヲ治セントシテ恰モ後門
ヲ閉ルカ如ク他處ニ壞裂ノ災ヲ來スベシ果シテ斯ノ如クナラバ風俗
ノ改良何ノ日カ之ヲ見ン故ニ曰ク廢娼ノ説ハ因ヨリ之ヲ贊成スルト
イヘトモ廢娼ノ方法ハ未タ驟ニ同意ヲ表スル能ハズトマタ彼ノ條約
改正論ノ如キニ至テモ論者往々彼此對當ノ締約ヲ主張スル者アリ是
レ素ヨリ適當ノ議論ニシテ四千萬ノ同胞中誰カ之ヲ願セサルモノア
ランヤ然レトモ若シ少シク茲ニ我カ邦ヲ反省スルトキハ人民ノ風俗
ナホ斯ノ如ク淫靡猥褻ニシテ其品位ナホ斯ノ如ク野鄙下劣ナルヲ以
テ毎年幾萬ノ□□ヲ海外ニ流出スル事實ヲ發見スルニ至ルベシ故
ニマタ人民ノ風俗矯正ヲ圖ラズ其品位ヲ高尚ニスルヲ務メザルハ彼
此對當ノ權理ヲ條約改正上ニ占ムル所以ニアラズヨシヤタトヒ理論
上此彼此對當ノ權理ヲ占ムルモ人民ノ風俗品位依然トシテ茲ニ止ル
以上ハ文化長進シタル諸外國ト交際シテ到底實地ニ此權理ヲ享有シ
之ヲ利用スル事甚タ難カルベシ故ニ人民今日ノ風俗ヲ矯正シ其品位
ヲ昇進セシムルノ計圖ヲ爲サバハ今日海外諸強國ニ對峙シテ彼此
對當ノ權理ヲ得ントスルモ遺憾ナガラ能ハサルコト、ナラン即チ條

約改正ニ關シ利ヲ我カ國家ニ占ムル所以ニアラザルベシ故ニ此時ニ
當テ國政ノ責ニ任スル政府カ宜シク講究セザルヘカラザルモノハ此
害毒ヲ除去スルノ方法如何ニ在リ熟々人性ノ自然ヲ察スルニ苦ト樂
トハ常ニ平行ノ勢力アリ人ハ身ニ苦ノナキハナクマタ樂ミヲ願セザ
ルナシ而シテ人ノ苦シムトコロ愈大ナレバ其樂ミヲ欲スルモマタ愈
大ナリ故ニ人ノ境遇ニ由テ苦樂ノ大小ヲ異ニスルアリトイヘトモ到
底人ハ一日モ樂ミナクシテ世ニ生存スル能ハザルヲ以テ國家ニ善良
ナル音樂ノ發達ヲ圖ラサレバ其不良ナルモノ、益增長スヘキハ勢ノ
自然ナリ故ニ淫樂ノ害毒ヲ除去センニハ他ナシ善良ナル音樂ヲ興ス
ニ如カズ善良ナル音樂ヲ興スハ學理ニ根據シタルノ純良雅正ナル音
樂ヲ以テ之ヲ子弟兒女ニ開クニ如カズ是レ即チ音樂教育ノ國家ニ缺
クベカラサル所以ナリ音樂ノ一國ノ風俗ニ關係スルノ大ナル事ソレ
此ノ如クナルノミナラズ其教育上ニ於テ德性ヲ涵養スルノ効モマタ
頗ル大ナリトス凡ソ小兒ハ其性トシテ口ヲ閉チテ黙止スル能ハズ故
ニ此時ニ教フルニ善事ヲ言フ事ヲ以テセザレバ則チ惡事ヲ口ニスル
ノミ而シテ小兒ノ最モ好ムトコロノモノハ即チ歌謠ナリ故ニ歌謠ヲ
以テ其德性ヲ涵養スルハ最モ適當ノ方法ニシテマタ最モ功ヲ占ムル
ニ容易ナル方法トス□□茲ニ其一例ヲ擧ン嘗テ東京農學校ニ於テ單
期教授ヲ試施センカ爲貧民ノ子弟ヲ集メ之ヲ教授シタル事アリシカ
此生徒所謂貧民ノ子女ニシテ居常口ニ鄙猥ノ歌謠ヲ絶タズ百方之ヲ
矯正スルモ更ニ其効ナシ奈何トモスル能ハズシテ終ニ授クルニ小學
用ノ唱歌ヲ以テス即チ其効神速ニシテ忽チ鄙猥ナル歌謠ヲ罷メ一變
小學用ノ唱歌ヲ口ニスルニ至レリ古語ニ風ヲ移シ俗ヲ易フルハ樂ヨ
リ善キハ莫シトハマタニ於テモ之ヲ實證スルヲ得タリトソ今ヤ東

京音樂學校ノ設ケアル即チマタ以上陳述スルコロノ旨意ノ外ニ出テザルモノニシテ其創立以降日尙淺シトイヘトモ樂曲ヲ編纂シ音樂教員ヲ養成シ樂器ヲ試製シ俗曲ヲ改良シ音樂演習會ヲ開ク等皆音樂教育ノ實施ヲ圖リ在來ノ歌曲ヲ改良シ人民音樂上ノ旨味ヲ進メ風俗ヲ矯正シ其品位ヲ高尚ニスルヲ務ムルニアラザルハナシ然レトモマタ多年民俗ニ一大根幹枝葉ヲ成シタルモノハ容易ニ之ヲ芟除スルヲ得ベカラズ何トナレバ現時ノ人民多ク茲ニ由テ其糊口ヲ得ルアリ若シ一朝ニシテ之ヲ廢絶スル如キ過激ノ方法ヲ處セバ忽チ數萬ノ人民其糊口ノ途ヲ失フニ至ルベキハ必然ナリマタ音樂呂律ノ細ニ至テハ忽激ニ發シテ往々一世ヲ風靡スルモノアリ其影響頗ル大ナリ是レ新ニ國樂ヲ興スニ當テ謹マザルベカラザル所ナリ加フルニ財政ノ縮迫ニ由テ事業屬意ノ如クナラザルモノアリ是レ皆音樂教育事業ノ性質トシテ成功ヲ急奏スルヲ得ズシテ最モ之ヲ遠キ二期セザルヘカラザル所以ナリ而ルモノホ幸ニシテ今日全國ノ小學ニ於テ唱歌ノ聲ヲ聞カザルトコロ殆ト之ナク而シテ此諸學校ニ於テ唱歌ヲ教授スルハミナ東京音樂學校ノ卒業生ニアラザルナキハ萬人ノ知ルトコロニシテマタ新年朝拜紀元節天長節等ニ全國ノ學生生徒等異口同音ニ國家ノ德ヲ頌スルニ至リシハ是レミナ東京音樂學校ノ功績ノ著明ナルモノトイフベキナリ而ルニ茲ニ風ニ聞ク或ハ道路ニ說ヲ爲ス者アリ曰ク音樂學校廢スベシト此說或ハ數々帝國議會ニ出ルトモ云ヘリ果シテ然ハアラバ是レ他ノ議題ノ爲ニ誘出セラレタル一時ノ勸議ニスギサルベシ我カ議員諸君ニシテ實ニ此設立ノ今日我邦ニ必要ナル所以ヲ知ラサルアラシヤ何トナレバ若シ此學校ヲシテ一朝廢撤ニ歸セバ即チ日本全國ニ於テ學理ニ基キ善良ナル音樂ヲ興スノ道絶エテアルナ

ク隨テ淫聲ノ蔓延ヲ防キ風俗ノ矯正ヲ圖ルノ路當ニ地ニ墮ツベシ此ノ如ク國立音樂學校ヲ置キ善良ナル音樂教育ノ國家ニ必要ナル所以ノ明白ナルニモ係ラズ今此音樂教育ノ道ヲ斷絶シテ恬然淫樂ノ國家ニ及ボス目前ノ大害ヲ救ハザルハソレ國家ノ風俗ヲ矯正シ人民ノ品位ヲ高尚ニスル所以ニアラサルナリ人民ノ品位ヲ高尚ニシテ國威國權ヲ擴張スルノ計ヲ爲ザルハソレ今日海外諸強國ト對峙シテ對當ノ權理ヲ占ル所以ニアラサルナリ故ニ此東京音樂學校ノ如キ必要ノ設立ヲ廢セントスルハ即チ國家ノ長計ニアラザルベシ東京音樂學校經費ノ如キ僅々一萬二千圓内外ノ費額ヲ吝惜シテ國家須要ノ事業ヲ絶滅ニ歸セシムルハ蓋シマタ國家經濟ニアラザルベシ

東京音樂學校生徒調

一 卒業證書及修業證明書付與者

計七十六人 内 男 五十三人

内 女 二十三人

諸學校奉職者 六十二人

官 立學校 九人

府縣立學校 四拾六人

私 立學校 七人

海外留學生 二人

嫁 者 四人

死 亡 四人

未詳 四人

一 現在生徒

計六十七人 内 男 廿五人

女 四拾二人

以上

卒業生合計 三十二人

男 二十人

女 十二人

内

澳國留学生

女壹人

獨國在留

男壹人

本校教員

女二人

同

男壹人

女子高等師範學校教員女壹人

私府縣師範學校教員男十三人

同

女一人

高等

男貳人

學習院

男一人

府立高等女

二人

私立

女四人

就職者

計 二十九人

嫁者 女二人

死亡 男一人

修業證明書付與者 計四十四人

男 三十三人

女 十一人

内

本校教員 男一人

第二高等職員 男一人

府縣尋常師範學校 廿二人内男十七人

女四人

縣立中學教員 女一人

府立小學校長 男一人

警察訓導 男一人

府縣職員 男二人

共立幼稚園教員 女一人

自營 男一人

就職者計 三十一人

死亡 三人

未詳 十人

現在員 男生徒 廿五人

女生徒 四十二人

計 六十七人

國家ノ保護ヲ受ル歐洲音樂院等ノ重ナル者

英國ロンドン府ローヤルアカデミーオフミュージック

政府補助費年額英貨五百ポンド

英國ロンドン府立ギルドホール音樂學校 千八百七十九年創立

同府市會ニ於テ創立以來年々維持費ヲ増シ千八百八十五年ニ至

テハ既ニ年額二千五百ポンドトス

佛國パリ音楽院

千七百九十三年官命ヲ以テ創立ニ係リ千八百年ナポレオン第一

世ノ為ニ大ニ擴張セラル時ニ歳費年額二十四万フラント定ム後

多少異動アリ

伯林音樂院 千八百六十九年帝立ト為ル

奥國維世納音樂院 千八百十六年創立

政府ノ補助費年額計二万九千零五十六グールドン

白耳義國ブルッセル府帝立音樂院

千八百三十二年創立國費年額計十萬八千四十フラン(千八百七

十年ニヨル)

サクソニー王國ライプチック音樂院

千八百四十三年國王ノ保護ニヨリ創立ス

フランクフォルト、オン、ゼ、メーン國立音樂學校

千八百六十年創立

ウエルツボルグ王國々立スタツガート音樂院

千八百五十六年

獨逸

普国千八百九十年度文部省歳出入豫算中左ノ項アリ

一 在伯林寺院本山及宮内省付寺院音樂學校

補足金 二三、九八八マルク

一 伯林音樂大學校俸給 八〇、九二〇

一 同手当 四五、六七〇

一 寺院用音樂學校俸給 四、三八〇

一 同手当 四、七四〇

一 音樂改良所ノ俸給 五、四〇〇

一 其他音樂ニ関スル支出 五、三一二

計拾七万〇四百拾マルク

即チ日本金貨四万二千六百〇貳円餘

右ノ外伯林音樂大學校及寺院用音樂學校事務費アリトモ其金額他

ノ學校ト混淆シアレバ分明ナラズ

右ノ外 ウルツブルグ、スツットガルト、フランクフルト アム

マイン、ザクセン、ライプチヒニ音樂大學校アリ各政府ノ

保護ヲ仰ク其金額調査ニ由ナシ

内政府ヨリ補助費我カ金貨壹万四千五百二十八円(銀貨

二万零三百三十九円)

白耳義國(小国)

官立ブルッセル府音樂院

千八百三十二年ノ創立ニシテ

千八百七十年ニハ歳費年額十萬八千四十フラン

即我金貨貳万壹千六百零八円(銀貨三万円)

欧州諸国音樂學校經費

英國

ロンドン府立ギルドホール音樂學校

千八百七十九年ノ創立ニ係ルロンドン市會ニ於テ創立以來補助費ヲ増シ千八百八十五年ニ至テハ既ニ年額貳千五百ポンドニ至レリ

即チ我金貨壹万二千五百円（銀貨壹万七千五百円）

佛國

國立巴里音樂院

本院ハ千七百九十三年ノ官設ニ係ル千八百十年ナポレオン第一世ノ為メニ大ニ擴張セラレ歳費年額二十四万フラント定ム爾後多少異動アリ千八百七十五年ニハ年額英貨三万二千ポンドトナル

即チ我金貨拾六万円（銀貨貳拾貳万円）

國立アカデミー オフ ミュジック

千六百六十九年創立千八百七十五年維持費年額三万三千ポンド

即チ我金貨拾六万円（銀貨貳拾貳万円）

墺國

維也納音樂院

本院創立ハ千八百十六年ナリ

千八百九十年ノ經費收入總計十七万一千九百九十ググルデン

内政府ヨリ補助費年額二万九千零五十六ググルデン

即チ經費收入總計大凡我金貨八万六千円（銀貨拾貳万円）

日本

東京音樂學校

二十六年度要求額 壹万三千五百九十円

内政府支出金 壹万壹千六百貳拾貳円

此内外國人ノ俸給及借家料ハ合計五千六百十円ニシテ幾ト政府支出ノ半額ヲ要ス

現今多數ノ生徒ヲ養成シテ全國ニ正樂ノ教員ヲ配賦スルノ必要アルニ依リ（即チ漸々擴張ノ必要アルニ依リ）文部省ハ右要求額ヨリ猶數千円ヲ要求セルモ閣議ノ為メ右ノ額ニ減セラレタルヲ以テ右要求額ノ通り通過スルモ音樂學校ハ樂器新調ノ如キハ勿論、充分ニ生徒ヲ募集スルコトサヘ思ツカナキ有様ナリ

各國音樂學校ニ對スル國庫ノ支出金

李國

國庫ノ支出金（千八百九十二年ノ豫算表）

官立伯林「ホーフ、ウント、ドームキルヘー」音樂學校

二、三、九八八馬克

音樂獎勵ニ要スル支出 五、三一一

官立伯林技術大學及其所属學校 四六六、五三二

（所属學校中ニハ音樂學校及技術學校ヲ包含スルヲ以テ今音樂學校ニ支出スル金額ヲ詳細ニ知ルヲ得ス）

宮内省ヨリ音樂學校ニ支出スル金額ハ莫大ナリト雖モ此又知ルヲ得ス

佛蘭西

國庫ノ支出金（千八百八十九年ノ豫算表）

國立音樂講談學校 二五八、七〇〇法

國立音樂講談學校ノ所属學校及諸縣ノ國立音樂學校二二〇、五〇〇法
 諸縣ノ庶民音樂會及音樂協會 五五、〇〇〇法

合計 五三四、二〇〇法

我國ノ貨幣ニ換金スレハ 一四九五七六圓

英合同王國學術研究費支出金額

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 一 官立音樂中學校 | ヨリ九十二年 | ヨリ九十二年 |
| 一 官立音樂大學校 | ヨリ九十三年 | ヨリ九十二年 |
| 一 官立愛耳蘭音樂中學校 | ヨリ九十二年 | ヨリ九十二年 |
| 計 | 一三〇〇 | 一三〇〇 |

我國ノ貨幣ニ換金スレハ 九卷二六圓

奧利亞

國庫ノ支出金(千八百九十一年ノ豫算表)

| | | |
|----------------|--------|------|
| 官立維也納音樂學校 | 一四、〇〇〇 | グルデン |
| 官立リンツ音樂協會 | 五〇〇 | |
| 官立サルツブルク音樂學校 | 一、〇〇〇 | |
| 官立インスブリュク音樂協會 | 一、〇〇〇 | |
| 官立クラツ音樂協會 | 五〇〇 | |
| 官立クララゲンフルト音樂學校 | 五〇〇 | |
| 官立ライバツハ音樂組合 | 四〇〇 | |
| 官立ライバツハ音樂協會 | 四〇〇 | |
| 官立プラーグ音樂學校 | 五、二〇〇 | |

官立ペツチャウ音樂學校 一、四〇〇

官立ブリュン音樂協會 五〇〇

官立レムベルク音樂協會 一、二〇〇

官立クラカウ音樂協會 一、〇〇〇

官立ブゴキナー音樂獎勵協會 五〇〇

新設スル音樂學校ニ支出スヘキ金額 一、〇〇〇

樂器購入費 六〇〇

校舍ノ賃借料修繕費及其他ノ費用 一、〇二〇

合計 三〇、七二〇

我國ノ貨幣ニ換金スレハ 二一一九六圓八〇錢

支那

太常寺

太常ハ唐虞ノ世ノ秩宗(伯夷)ト典樂(夔)トヲ合併セルモノナ
 リ周ニ宗伯ト曰ヒ秦ニ奉常ト曰ヒ漢初テ太常ト曰フ惠帝更ニ秦ノ旧
 ニ仍ル景帝中元六年マタ太常ト為ス其属官ニ太樂、太祝、太宰、太
 史、太卜、太医、均官、都水、諸廟、寢園、令長丞アリ後漢及魏ニ
 些少ノ沿革アリ晋ニ至テ協律校尉ヲ増置ク梁ニ至テ寺ノ字ヲ加フ北
 齊ニ卿少卿各一人ヲ置ク其属ニ博士、協律郎、八書博士等ノ員アリ
 諸陵、太廟、太樂、衣冠、鼓吹、太祝、太史、太医、廩犧、太宰等
 ノ署ヲ統フ隋ノ高祖之ニ因テ博士四人協律郎二人奉礼郎十六人ヲ置
 キ諸署ヲ統フ唐ハ太常寺ニ卿一人少卿二人ヲ置ク龍朔元年改メテ奉
 常寺ト曰フ咸亨元年旧ニ復ス武后ノ光宅元年又改メテ司礼寺ト曰フ
 神龍元年旧ニ復ス凡ソ太饗ノ器服ヲ蔵ス天府、御衣、樂懸、神厨ノ

四院アリ宋ハ太常ニ命シテ宗正ヲ兼ネシム元ニ太常寺ハ礼楽、効廟、社稷ノ事ヲ掌ル卿、少卿、丞、博士、太祝、奉礼郎、協律郎等ノ官アリ太廟、郊社、諸陵、太棗ノ四署ヲ兼領ス

太常卿

舜ハ伯夷ニ命シテ秩宗ト作シ夔ニ命シテ楽ヲ典ラシム周二春宮太宗伯之ヲ掌ル漢ハ列侯忠孝敬謹ナル者ヲ以テ之ニ居ク秩中二千石ナリ後漢ニ太常卿ハ事ヲ行フニ及テハ天子ヲ贊ケ事重ク職尊クシテ九卿ノ首ニ在リ後魏ニ太常ハ光祿勳衛尉ト三上卿ト為ス位従一品下ナリ唐ハ太常卿一人正三品龍朔二年卿ヲ正卿ト為ス宋ノ元祐官品令ニ太常卿ヲ正四品トス元ハ古制ニ仍テ太常寺ニ卿一人ヲ置キ少卿丞等ノ官ヲ以テ之中貳トス

太常少卿

後周二小宗伯ト為ス景明ノ初少卿ヲ第一ノ清選ト為ス隋ハ二人ヲ置ク唐ハ貞觀ニ二人ヲ置ク宋元等ニ至テモマタアリ

太常寺丞

漢ハ多ク博士議郎ヲ以テ之ト為ス唐ハ隋ニ因リ太常丞ハ従五品ノ下ナリ宋元時之ニ同シ

太常博士

漢ハ叔孫通ヲ始メ數十人ヲ置ク後漢ハ十四人ニ定ム魏晉隋唐宋元其數ニ沿革アリ

協律郎

漢武帝李正年ヲ以テ協律都尉ト為ス晉ニ協律校尉ト改ム後魏ニ協律郎ト為ス北齊ハ二人ヲ置ク隋唐之ニ因ル宋ハ元祐ノ令ニ従八品ト為ス元マタ之ニ因ル

太樂署

周官ニ大司樂ナル者アリマタ之ヲ樂尹ト云フ樂舞ヲ以テ国子ニ教ユマタ太師アリ六律六呂ヲ掌リテ以テ陰陽ノ声ヲ合ス秦漢ニ至テ奉常ノ官ニ大樂令丞アリ又少府ノ官ニ樂府令丞アリ後漢太常樂令一人秩六百石ナリ魏ニ太常令丞ト為ス晉ノ元帝ハ之ヲ鼓吹ニ合ス宋ノ太常ニ太樂令丞アリ齊梁ハ共ニ之ニ因ルマタ別ニ清商丞ヲ領ス陳之ニ因ル後魏太和ノ間大樂博士ヲ置ク北齊令丞ヲ置ク後周ニ司樂上士中士アリ隋ニ令丞二人アリ唐ハ之ニ因ルマタ武德後内教坊ヲ禁中ニ置ク永徽元年改メテ雲韶府ト曰フ中官ヲ以テ使ト為ス開元二年又内教坊ヲ蓬萊宮ノ側ニ置ク□声博士アリ京都ニ左右ノ教坊ヲ置ク俳優雜伎ヲ掌トル是ヨリ太常ニ隸セズ開成三年ニ曲法所處ノ院ヲ改メテ仙韶院ト曰フ唐室全盛ノ時内外ノ教坊二千人ニ及ヘリ又梨園弟子三百人其外宣□雲韶ノ諸院並ニ掖庭ノ伎ハ其數ニアツカラズ又太常ノ樂工ハ萬餘戸アリト云フ之ハ令丞ヲ置キ太常寺ニ隸ス

教坊

教坊ハ唐ノ開元二年内教坊ヲ禁中ニ置クニ始リ之ハ教坊ヲ置キ使副使判官外一人アリ

鼓吹署

周礼ニ鼓人アリ六鼓四金ノ音ヲ掌ル後漢ニ承華令アリ黃門ノ鼓吹ヲ典リ少府ニ屬ス晉ニ鼓吹令丞ヲ置キ太常ニ屬ス元帝大樂ヲ省キ鼓吹ニ并ス哀帝後鼓吹ヲ省キテ大樂ヲ存ス梁ニ鼓吹令丞アリマタ清商署ナルモノアリ北齊ニ鼓吹令丞及ヒ清商部ハ並ニ太常ニ屬ス隋ニ鼓吹清商ニ令丞アリ煬帝ニ至テ清商署ヲ罷ム唐ニ

鼓吹署令丞各一人アリ所掌ハ頗ル大樂ト同シ

本邦樂政概梗

○伎樂

推古帝二十年百濟人味摩之歸化、謂学伎樂於吳、太安置櫻井、使諸氏少年子弟傳習吳鼓舞樂

是年奏請、令天下隸鼓舞、又奏供養三寶、必用蕃樂、而人或不學習、學習亦未精、自今後宜使樂工為世業免課役、敕從之、聖德太子傳曆新羅百濟高麗吳諸樂、自此而起大日本史

○雅樂寮

文武帝大寶中雅樂寮ヲ治部省ニ置ク其職員令ニ曰ク

雅樂寮頭一人掌文武雅曲正舞雜樂、男女樂人音声人名帳試練曲課事
助一人、大允一人、小允一人、大属一人、少属一人
歌師四人掌教歌人
歌女師二人掌臨時取有声音堪供奉者教之歌人三十人歌女一百人
舞師四人掌教雜舞
舞生百人掌習雜舞
笛師二人掌教雜笛
笛生六人掌習雜笛
笛工八人
唐樂師十二人掌教樂生（高麗百濟新羅樂師准此）
樂生六十人掌習樂（餘樂生准此）
高麗樂師四人、樂生二十人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師

四人、樂生二十人

伎樂師一人掌教伎樂生、其生以樂戸為之、腰鼓生准此
腰鼓師二人掌教腰鼓生
使部二十人直丁二人、樂戸、
（大寶 大寶令による）

聖武帝天平三年六月乙亥定雅樂寮雜樂生員

大唐樂三十九人百濟樂二十六人高麗樂八人新羅樂四人度羅樂六十人
諸縣舞八人筑紫舞二十人其大唐樂生不言夏蕃、取堪教習者、百濟、高麗、新羅樂生並取當蕃堪学理、但度羅樂諸縣筑紫者生並取樂戸
（天平 續日本紀による）

平城帝大同四年三月丙寅定雅樂寮雅樂師

歌舞師四人笛師二人唐樂師十二人横笛師二人高麗樂師四人横笛、箏篋莫目、舞等師也、百濟樂師四人横笛、箏篋莫目舞等師也新羅樂師二人琴舞等師也度羅樂師二人鼓舞等師也伎樂師二人林邑樂師二人（以后欠史）
（大同 類聚國史による）

延喜式曰

凡蕃樂人料、飯四斗、日別永給

歌女三十人各日黑米八合

歌女居地一町左右京三條四坊八町

公廩田一十町在近江國

甲賀郡二町 野洲郡五町 愛智郡三町

右伴田地子米充年中用度

大歌所

隋唐ノ樂盛ニ世ニ行ハル、ニ至テハ雅樂寮ハ專ラ之ヲ主管シ我邦ノ古風歌舞ニ至テハ別ニ大歌所ノ説アリ之ヲ主掌ス大歌所ノ創置ハ未ダ之ヲ詳カニセズト雖モ文德寶錄ニ從四位下治部大輔書主能ク和琴ヲ彈スルヲ以テ弘仁七年為大歌所別當常供奉節會トアリ故ニ大歌所ノ創置ハ弘仁以後ノ制ナラントス乃チ爾後ハ五節舞ヲ始トシテ神樂、催馬樂、風俗歌等ノ類ハ總テ此大歌所ノ主管ニ屬セリ

(歌舞音樂略史による)

大歌所別當 (知大歌事)

納言已上補之上古親王之中又補之

(職原抄による)

内教坊

内教坊別當 (知女樂事)

大中納言中堪其道之人補之

(職原抄による)

鼓吹司

(兵部)

令義解曰

正一人 掌調習鼓吹事

佑一人

大令史二人

小令史一人

吹部三十人

使部十人

直丁一人

鼓吹戸

隼人司

大寶令曰

(衛門府)

正一人 掌檢校隼人及名帳教習歌舞事

佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人、隼人

(令による)

延喜式曰

(兵部)

凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人、率大衣二人、

番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百三十二人、分陣應天

門外之左右、群官初入自胡床起、今來隼人發吠声三節云云

(延喜式による)

幕府

建久初源頼朝將修鶴岡八幡祭、召伶官多好方於鎌倉、令畠山重忠梶原景季等傳習神樂曲又撰家人山城久家等十餘人、愛其秘曲、好方盡授之、莫所顧吝、頼朝賞以飛彈荒木郷傳之子孫 (東鑑による)

田樂、猿樂

後醍醐天皇ノ元弘年間洛中ニ田樂盛ニ行ハレ貴賤皆之ヲ玩フ北條高時之ヲ聞テ新座本座ノ田樂ヲ鎌倉ニ呼下シ興行セシメ大ニ之ヲ愛シ諸將士ニ附スルニ田樂法師各一人ヲ以テシ装スルニ金玉錦繡ヲ以テシ互ニ相誇耀ス宴ヲ設ケ曲ヲ奏スル毎ニ高時ヨリ以下ノ將士競フテ衣服ヲ解キ以テ纏頭ト為ス其費幾千萬ナルヲ知ラズ幾何モナク北條氏滅フ依テ高時遂ニ是ヲ以テ滅フトマテ誣ヘラレタリ南北ノ乱ト

ナリ足利尊氏甚々之ヲ好メリ貞和五年十月十一日祇園ノ執行行直四條橋ヲ架セントテ勸進ノ為ニ新座本座ノ田樂ヲ合セテ競能ヲ催ス攝籙、大臣、將軍ヲ始メ四條河原ニ棧敷ヲ打テ之ヲ觀ル籙亂、拍子、刀玉等ノ曲終リタル後ニ新座ノ樂屋ヨリ猿樂ヲ出シ、ニ見物皆興ヲ催シ二百四十九間ノ棧敷倒レテ死傷夥多カリシト（太平記による）

田樂、猿樂ノ式樂

應永ノ初大和ノ人結崎次郎本姓服部此伎ヲ善クセシカバ足利義滿童坊ノ役ニカ、へ觀阿彌ト名乗ラス其子左衛門大夫元清又同朋トナリテ世阿彌宗全ト称ス又將軍ニ寵セラル此父子猿樂ノ舞ニ田樂ノ能及ヒ諸ノ舞ヲ折衷シテ舞フリヲ定メ幾多ノ新曲ヲ作為シテ謡曲ヲ興ス義滿將軍以來猿樂ヲ以テ武家ノ式樂ト定メシカバ此業年月ニ盛ニシテ義政ノ頃ハ觀世、金春、保生、金剛各座ヲ分チテ四座ノ猿樂ト称スルニ至レリ

（歌舞音樂略史による）

樂家再興、樂領

徳川氏覇業ノ始天下ノ喪乱ヲ承ケ伶官耗散シ朝典廢闕スルモノ茲ニ數百年ナリ家康之ヲ憂ヘ招撫年アリ終ニ先職ニ復ス朝廷ノ樂マタ是ヨリ起ル

（日本外史による）

寛文五年將軍家綱マタ樂人ニ賜フニ樂領許多ヲ以テス同六年樂所ノ年老幕府ニ詣テ之ヲ謝ス

附言幕府ヨリ樂所ニ賜フトコロハ二千石ナリ（樂家録による）

御樂人衆

寺社

現米五十石十人

多主計允

同 断

東儀越前守

同八十石十五人

山井安藝介

同七十石十人

岡近江守

同 断

東儀右兵衛尉

同五十石十人

園左兵衛尉

同 断

多甲斐守

同 断

東儀將曹

同八十石十五人

東儀筑後守

同五十石十人

辻土佐介

（元治武鑑による）

幸若 越前丹生郡西田中村住居（若年寄） 実地三千石トイフ

一番 三百石

幸若歌也 同與一右衛門

二番 二百三十石

幸若伊八郎 同彦次

三番 三百四十五石

幸若官二郎 同重藏

百石 同紀十郎敦賀田島村住

計九百七十五石

（元治武鑑による）

御能役者

（若年寄）

二百五十六石 觀世大夫 五十石 觀世太郎

外座中ノ者七十五人

三百石 金春大夫 百五十石 金春明之助 大藏庄左衛門

外四十四人

百石 寶生九郎 十人フチ 大夫次男 寶生重次郎 百石廿人フチ 五人フチ 寶生金五郎 寶生喜勢太郎

外四十人

百石 金剛大夫 十人 金剛鈴之助

外四十五人

二百石 喜多六平太

外廿七人

御能觸流 二百俵 松井小三次 二百俵 山田鉉之助 見習

三人フチ 松井小三次 三人フチ 山田鉉之助 三人フチ

松井小三郎

(元治武鑑による)

日本東京ニ於ケル東京音楽学校

凡ソ一国ノ文明ハ其学術家ト藝術家ノ数ニ由テト知スベキ事之ヲ史乘ニ徴スル所ナリ往時工藝学ノ志操未ダ嘗テ歐洲人ノ脳裡ニ萌芽セザルノ前ヨリ日本ハ既ニ工藝ノ花ヲ満開セシメタリ即チ彼ノ有名ナル絹縮緬錦繡ノ如キ薩摩焼ノ意匠卓絶金光燦然タルカ如キ漆器塗物類ノ如キ金銀銅鐵細工物ノ如キ畢ク天下ノ清賞ヲ得ザルハナク万国ノ人目ヲ驚カサバハナシ以上ノ物ハタ、ニ其完全ヲ感服セシムルノミナラズマタ其工術ノ善美ナルヲ歎賞セシムルノ外ナシ然リ而シテ其事タルヤ未タ毫モ既往ノ業ト為スヘカラズ今尚現存スル所ナリ故ニ此日本人民ニシテ尚其固有ノ伝説ヲ保信シテ動カズ苟モ他ニ模似スルノ危念ヲ起サバランニハ日本ハ即チ此工藝ヲ以テ争フヘカラザル最高ノ位地ヲ世界ニ保續スベシ蓋シ才能ト好風采ト穎敏ナル藝術上ノ感情トハ其眼中ニ入ルモノヲ吐露スルモノナリ

工藝上ノ部内ニ於テ此ノ如キ勤勉奮興シタル成績ト反對シテ彼ノ美術中ノ最美ニシテ最後進ナル音楽ハ大人ニシテ兒歌ヲ唱フ如ク世ニ棄却セラレテ殆ト下流ニ沈ミ之ヲ度外ニ置ケリ是レペルシヤ及ア

ラヒヤニ於ケル諸例ト同シク一種頑固ノ弊風ヨリ音楽ノ十分ナル進歩ヲ障碍シタルモノナリ所謂ペルシヤ及アラヒヤノ人民ハ数学、天文学、窮理学、医学、詩学等ノ如キ学藝ニ於テハ頗ル高等ノ度ニ進ミタリシモペルシヤ数学ノ大家アルフハラビーヲシテ音楽ヲ修メ他ノ諸学藝ト均シク高等ノ度ニ達セシムルヲ得ザラシメタリ故ニアルフハラビーモ音楽ニ精通スルヲ得ス勢ヒ誤解ノ過失ニ陥リ音程ノ部分ニ於テ第三音ヲ以テ不快ノ音ト認メ之ヲ不協和音ト為シタリ而シテ此ノ如キ理論ナルヲ以テ協和絃ハ稍アリトイヘトモ其進行ハナキヲ以テペルシヤアラビヤノ音楽ハ終ニ其度ヲ進ムルヲ得ザルニ致レリ然リトイヘトモアルフハラビーカ第五音ヲ不協和音ト為シタルハ今日ノ我輩等ト異ナル所ナク而シテ第四音ノ上行ニ惡シク下行ニ宜シキヲ以テ一種ノ不定音程ト為シタル如キハ此鋭異ナル理論家カ細微ナル感覺ヲ有シタル事想見スルニ足レリ此音程ノ如キハ今日歐洲ノ学者トイヘトモ尚其說ヲ一定スルニ至ラザル所ニシテ第四音ノ如キハ現ニ今日ニ於テモ總テ不定音トスル所ナリ古代希臘樂ノ如キモ今日ニ伝フルトコロ毫モ之ナク近代希臘樂ハ近代伊太利樂ニ平吞セラレタリ希臘ニ於テ今日唱謡スルトコロノモノハ希臘語ニ係ルトイヘトモ其旋律ニ至リテハ一般ニ伊太利ニ用ヒラル、所ノ風俗歌ト同流ナリ而シテ第三第六第七ノ和絃ト更ニ第三ノ和絃トハ希臘音樂ノ今日變動スル所以ノ根本ナリ古代希臘樂ト近代希臘樂トノ親密ナル接續ノ点ヲ發見セント欲シ古代希臘樂ノ奥儀ヲ講究スル者少シトセズ然レトモ其同種タル所以ヲ證明スルモノハ甚タ卑キ第三音タル事普通一般ノ規則ト云フベシ然ラバ即チ此卑キ第三音ハ何処ヨリ由來スルモノナルカハ當ニ一考セサルベカラザル所ノ問題ナリ蓋シ笛ハ

天下万国最モ古ク最モ普通用ノ楽器タル事世人ノ熟知スル所ナリ是レ即チ各人容易ニ自己ノ楽器製造人ト為ルヲ得ヘク即チ何時ヲ問ハス小刀ヲ以テ此ノ如キ楽器ヲ自製スルヲ得ルノ單一ナル理由ニ出ルモノタルベシ人自ラ支那ノ笛ヲ其手ニ把テ一吹スル時ハ実ニ此事ノ容易ナルヲ知ルニ至ラン抑モベルシヤアラビア及希臘ニ至ルマテ從テ東邦ニ於ケル此種類ノ楽器ハ盡ク第三音ノ甚タ卑キモノトス是レ此楽器ヲ製造スル者ニシテ特ニ之ヲ欲スルノ所以ニアラズ止ムベカラザル理由アル所以ニシテ此第三音ノ由テ以テ基礎トスル成ル他ノ音ナカルベカラズ音楽ヲ奏スル者モ音楽ヲ聴ク者モ此ノ如ク第三音ノ卑キ者ヲ聴ク習慣ヲ成シタリ依テ人民ハ其由テ来ル所以ノモノヲ発見スルニ銳意ニシテ既ニ支那ノ音階ニ於テモマタ欠典アルヲ発見スルニ至リシナリ是ニ由テ之ヲ觀レバアルフハラビーカ此理由ヨリシテ第三音ヲ不協和音程ト見做シタルハマタ一理アルニアラズヤ抑モ希臘ベルシヤ等ノ諸国ニ於テ笛ノ有用ナル位地ヲ占有シタルハ其國史ニ由テ之ヲ明證スベシ笛ハ悉ク歌曲ニ和奏スルトコロニアラズヤ笛ハ他ノ諸楽器ノ由テ以テ其律ヲ整フル所以ノモノニアラズヤ是ヲ以テ今日上進ノ目途殆ト絶念スヘキモノハ却テ之ヲ敬服セザルヲ得ザルモノトス例ヘハ我徒ノ自ラ製作スル笛曲ノ如キハ最良ノモノニシテ殊勝ノ趣味アリトイヘトモナホ甚タシキ賤微ナルモノニシテ純古ノ原物トモスベキモノハ実ニ微々トシテ勢力ナキモノニアラザルハナシ

ニ處置スルカノ一斑ヲ知ルニ至ラハマタ大ニ其好奇心ヲ満足セシムルニ至ルベシ

嘗テ日本音楽會開會ニ際シ東京音楽学校生徒ノ演奏ハ該好奇心ヲ満足セシムルノ最好機會ヲ與フルモノナリ本會ノ演奏曲目ハ多ク有旨ノモノヲ以テ成リ中ニ就キ歐洲諸国ニ於ケル聴衆ヲモ興セシムルニ足ルモノ甚タ多シジョン、セバスチアン、バハ氏ノ作クルシフィキサス曲、メンデルソン、バルソルデー氏ノ作ポーラス中ヨリノ拔萃曲ノ如キハ男女ノ声ヲ合セタル唱歌曲ニテマタルドルフ、ヂットリヒ氏作ノソナチン曲ハ十一張ノバイオリンニ洋琴ヲ伴奏シタルモノナリキクルシフィキサス曲ノ結果ハ豫想外ノ好成绩ヲ呈シタリ唯惜ムラクハ女子中十分口ヲ開クニ乏シキ者アルヨリ天與ノ美聲ヲ完全發出セシムルニ至ラザルヲ然レトモ其奏法ノ抑揚頓挫アリテ始終ノ規律正シキハヨク其度ニ協フタリポーラスノ拔萃曲モマタ優劣ナキ好成绩ヲ奏セリ

茲ニ聴衆ヲシテ大ニ驚カシメタルハ今唱歌ヲ奏シタル女子中ヨリ十一名ノ女子更ニ出テバイオリンヲ奏シタル是ナリヂットリヒ氏ノ秀作ソナタノ初部ハ奏法殊ニ宜シキニ適ヒヨク作曲ノ旨意ヲ写出シタリ作曲者自ラ洋琴ノ坐ニ就キタル時ハ既ニ其成果ノ好妙ナルベキヲト知スルニ足リシナリ抑モヂットリヒ氏ノ伎倆ヲ知ラント欲セバ先ツ其生徒ノ唱歌ヲ聴キ其女生徒ノバイオリンヲ聴クヲ要セリ此有為ノ技術家ヲ得タルハ我輩實ニ東京音楽学校ノ為ニ祝スル所ナリヂットリヒ氏ノ音楽上ノ知識ハ鞏固ナル其礎ヨリ成リ虚飾ナク表裏ナキ純乎タルモノナリヂットリヒ氏ハ東京音楽学校ノ目的ニヨク適シタル技術家ニシテ今後モ同校ニ勤績任用セラレン事ヲ切望ニ堪ヘス

マタ同氏カ日本ヲ去ルノ後モ同氏ノ記憶ハ永ク同校ニ遺留セン事ヲ望メリ同氏ノ伎倆ハ東京音楽学校其レ自ラヲ以テ判スルニ足ルベシ同校第二年生中村松嬢ハスポーア氏ノ教科書第一卷第六ヲ演スルニ音響清朗ニシテ用弓ノ法宜シキヲ得奏樂ノ體裁寔ニ純良ナリ岩原嬢（玉ノ如キ美服ニ光ヲ放チ處女ノ常習トシテ物珍シケニ見回シタリトノ説アリ）ハ勇氣ヲ奮ヒ著明ナル音調ヲ發シテウイヒテル氏ノ教科書中ヨリ一課ヲ奏シタリ石岡嬢ハ更ニ柔和ナル性質ヲ具フル者ノ如クニ見受ケタリシガマタスポーア氏ノ教科書中第壹卷ノ第十二ヲヨク奏シ得テ稍其勞ヲ覺フルマテニ至リタリ幸田嬢ハ十三才ノ妙齡ニシテ好良ノ音響ヲ發シ用弓法モ宜シキ得奏樂ノ體裁純良ニシテ其活潑ノ性質ヲ以テ演奏シタルハ更ニ優等ナリトス其學藝ノ益々上進セン事ハ其體育ト共ニ必然ナルヲ信望セリ此少女トイフヘキヨリハ寧ロ其通稱ナル幸田嬢ハ後來大ニ其業ヲ成ン事今既ニ之ヲ豫言シテ可ナリ

洋琴ノ部ニ於テハ根岸嬢ノ演奏アリ是ハゲットリヒ氏ノ教授ヲ受ケタル事尚僅ニ壹ケ年半ニスキズシテ少シク怯懦狼狽スル氣性アリベルチニーノ教科書中ヨリ奏スルニ未タ十分ノ勢力ヲ發揚スル能ハズトイヘトモ尚後來勤勉ト忍耐トニ依テハ必ス其業程ノ進歩ヲ見ルヘキモノトス最終ニ聴キタルモノハポーラス中ヨリ引出シタル半途練習中ノモノナリ此唱歌ニ於テハ高音部ハ真ニ死ヲ怖レサル勇氣ヲ以テ高音度ノイヲ踰越セリ其歌詞疑モナク勇壯ノ意ヲ含ムモノト見ヘタリ東京音楽学校ハ其規模ヲ歐洲ニ則トリ各樂器各級ニ分立セリ其創立ノ日ノ尚淺シトイヘトモ從來ノ成績甚タ宜シク後來サラニ日本人民カ音楽上ノ進歩ヲ企図スルノ念モ成達シテ国内ニ其好結果ノ

花実ヲ得ルニ至ラン事疑ナシ凡ソ事物ニ自然ノ順序アリ殊ニ此学科ノ進歩ノ如キハ決シテ急激ヲ以テ得ベカラザル所タリ學藝技術ノ百科ニ於テ第一ニ必要ナルハ鞏固ナル基礎ナリ音楽モマタ然リ其結果ノ国民ニ有益ナル事ヲ期センニハ先ツ其初等教育ヲ確実ナル原則ニ由テ設立セザルヘカラズ生徒ハ其學習スルトコロロ中心ニ會得セシムルヲ要ス即チ道理ヲ弁ヘシメザル練習ハ無益ノ業ナリ無益ノ教授ハタハニ之ヲ受ル者即チ生徒ヲ害スルノミナラズナホ此生徒ヨリ更ニ轉シテ授業ヲ受クル者ヲ害スルニ至リ其弊害ノ轉傳窮リナキニ至ルベシ故ニ音楽ヲ教授スルヲ許可スルノ權ハ東京音楽学校ニ於テ教官ヲ以テ試験ヲ舉行シ其成績ニ由テ之ヲ許否セラレン事ヲ望ムナリ其故ハ唱歌或ハ洋琴ノ一科ニ於テハ甚タ巧妙ナルモ教ヲ人ニ伝フルノ技ニ於テハ却テ拙劣ナルモノアレバナリ今後日本國中ニ適當ナル音楽教員ヲ供給セントスルノ一舉ニ至テハ東京音楽学校長ハ實ニ大ナル責任ヲ負フ者トイフベシ凡ソ音楽上ノ風采ト愛トノ存スル所ニハマタ之ヲ學習セントスル企望ノ存スルモノナリ故ニ東京音楽学校ハ上ニ芳川大臣辻次官伊澤校長アリ日本音楽會ニハ鍋島侯蜂須賀侯等アリ此諸君ハ國家ノ教育ニ銳意ニシテ日本將來ノ為ニ音楽教育ノ軟芽ヲ保護スルニ力ヲ餘サ、ルトコロナリ所謂一國ノ文明ハ其學術家ト藝術家ノ數ニ由テト知スベキ事之ヲ史乘ニ徵スル所ナリトハマタ之ヲ日本ニ於テ実験スベシ

テルシャックはオーストリアのフルーティストで、明治二十三年ピアニストのシュレーレルと来日、大日本音楽会の主催する演奏会に出演した。ドイツトリヒとともに宮中で御前演奏も行っている。

四 この時期の演説

まず、明治二十四年二月十一日の紀元節祝賀式に行われた演説を挙げ
る。『音楽雑誌』に掲載されたものである。

伊澤修二校長の演説の大意は次のとおり。

今日は紀元節の祝日に當り諸君と共に此愛度霽々たる聖世に遭ひ
て祝歌を奏せしは欣々は堪へず就ては紀元節に因しみて音楽の紀元
を少しく述へんとす最も本日は衆議院議員島田三郎君の演説せらる
ゝあるを以て余は尤も簡短に之を述へんとす抑も音楽なるものは國
の分野を問はず何れの國々にも皆あるものなれとも吾日本の如きは
最も遠く古代に在り或る説には吾國樂の創めは神代に於て天照大神
の窟に隠れ給へたる時八百万神御神樂を奏し鈿女の命が茅纏の綯
を持ちて舞ひしに創まるとも傳ふれ恐らくば音楽は世界の創めと共に
在るは疑ふに足らざるべし古事記にも記す如く神武天皇の歌は大
概軍歌多く又皇妃を娶る時に用ひたるなり其中の卷にある兄猾を討
する條の(伊賀)云々は昨年已に詳述せり

昔神武天皇の代には此日本に尾のある一種の變なる人種八十建ありて忍坂の
大室に穴居せり天皇之を征討するに悩ませられ即ち策を設けて八十建を饗し
八十膳夫をして一人毎に八十建に侍せしめ一齋に歌を唱ふと共に一時に此の族を皆捕獲せんことを示し合せて悉く之を捕獲せりといふ云々

今日紀元節の式を行ふに際し校長よりも一場の演説をせよとの委
囑もあれば私は音楽の事に就ては恥づべき經歷を有する者なれとも
或は私の考が御参考ともなれば幸なり而して世の音楽に如何なる思
想を懷く者あるかを觀察すれば世人は唯一種無益の娛樂に過ずと思
ふ者あれども決して然らざるなり茲に其疇昔を温れば洋の東西を問
はず何れも音楽は教育上に缺く可からずとなせり然るに我國封建時
代に於ては算術及音楽の思想は教育の範圍外に措たり古の教育は先
づ四書五經を讀み夫より史記左傳等を讀み之を解讀するのみにして
學者には音楽の思想を懷く者殆んどなき如く實に放棄して之を顧み
ざる故に全く俗間の一方にのみ行はれたり世の開明に赴くに從ひ明
治六年學制を布くに當り歐洲の教育書を翻譯せし時音楽を普通學科
の中に加へたれとも其緊要を感せし人は無かりし當時私は伊澤君と
机を並へて時務を論せし事ありしが伊澤君は師範學校長の職にあり
て音楽の擴張を主張されたり其後私は歐洲に渡りて彼の國の文物を
實驗せしに音楽上の事に就ては尤も感ずる所多かりし今其經歷を引
證して音楽の必要を論せんとするに即ち音楽の教育上に關する事と
音楽の風俗上に關する事の二要点あり

昔支那にて孔子の弟徒三千人の中六藝に通ずる者七十二人ありたり此六藝といふことに一は書經詩經易經禮記春秋樂記の六經と云ひ
一は禮樂射御書數の六藝と云ふ二説あれとも私は六藝を適當と思ふ
而して支那の數學音樂は教育上に最も立派なる位地を占めたり猶能
く其源を温ねれば堯舜の世に専門の音楽の教育者を置きしは明なり